

居宅介護支援事業所の受付窓口について

【西三河地区】

対象事業所：岡崎市、豊田市を除く西三河地区の居宅介護支援事業所

西三河地区：碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町

申請の内容			提出先	申請様式	備考
区分	基準日	提出期限			
新規指定 (図面相談を含む)	H30.4月指定	H30年2月末日	西三河福祉 相談セン ター	県様式	指定を受けようとする日で判断する。
	H30.5月指定	H30年3月末日			
	H30.6月指定	H30年4月以降	各市町	各市町様式	
更新指定	有効期限満了日： H30.4.30～H30.5.30	H30年3月末日	西三河福祉 相談セン ター	県様式	有効期限満了日で判断する。
	有効期限満了日： H30.5.31～H30.6.29	H30年4月以降	各市町	各市町様式	
加算届 (特定事業所集中減算を除く。)	H30.3.15までに提出するもの	H30.3.15日	西三河福祉 相談セン ター	県様式	加算の適用日ではなく、加算届出の提出日で判断する。加算種別により提出期限が異なるので留意すること。
	H30.3.16以降に提出するもの	H30.3.16日以降	各市町	H30年3月末までの届出については、県様式 それ以降は、各市町村様式	
特定事業所集中減算届出書	平成29年度後期分 H30.3.15期限	H30.3.15日 西三河福祉相談センター必着	西三河福祉 相談セン ター	県様式	期限内にセンターに提出すること。
変更届	H30.3.15までに提出するもの	H30.3.15日 (変更した日から10日後以内)	西三河福祉 相談セン	県様式	適用日ではなく、届出(申請)の提出日で判断する。
	H30.3.16以降に提出するもの	H30.3.16日以降 (変更した日から10日後以内)	各市町	H30年3月末までの届出については、県様式 それ以降は、各市町村様式	
廃止届・休止届	H30.4.30までの休廃止	H30.3末日まで (休廃止しようとする日の1か月前)	西三河福祉 相談セン	県様式	廃止・休止・再開をしようとする日で判断する。
	H30.5.1以降の休廃止	H30.4月以降 (休廃止しようとする日の1か月前)	各市町	各市町様式	
再開届	H30.3.20までの変更	H30年3月末日まで (再開した日から10日以内)	西三河福祉 相談セン	県様式	再開をしようとする日で判断する。
	H30.3.21以降の変更	H30年4月以降 (再開した日から10日以内)	各市町	各市町様式	

※提出期限が閉庁日の場合は、直前の開庁日が提出期限となるため御注意ください。

※愛知県が提出先となる場合は、提出時に所定の手数料の納付が必要(新規指定、更新指定)。各市町が提出先となる場合は、各市町が定める手数料の納付が必要。